

# 1. 建築協定・みどりの協定・団地施設利用管理規約の概要



## 建築協定について

自分たちで運用する、まちの環境建築基準

建築物を建築するときは、都市計画法や建築基準法などの関係法令を守る必要がありますが、法律は最低の基準を一律に定めたものであります。「建築協定」は特定行政庁の認定を受けた後、建築基準法に付加する形で建物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備について一定の制限を設け、それをお互いに守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を確保し、魅力ある個性的な街づくりを進め、同時に個々の資産価値の保全を図ることに貢献する制度です。

## みどりの協定 (緑化協定)について

コミュニティーで進めるみどりの環境基準

建築物・構造物について一定の制限を設け住環境の保全を図るのが建築協定ですが、それに加えてみどり豊かで潤いのある住環境の創出を進めるのが「みどりの協定」(緑化協定)です。「みどりの協定」(緑化協定)は「都市緑地保全法」に定められている制度で植栽場所・面積・垣・柵の構造に関する基準を定めます。

## 建築協定・みどりの協定 の運営(運営委員会)

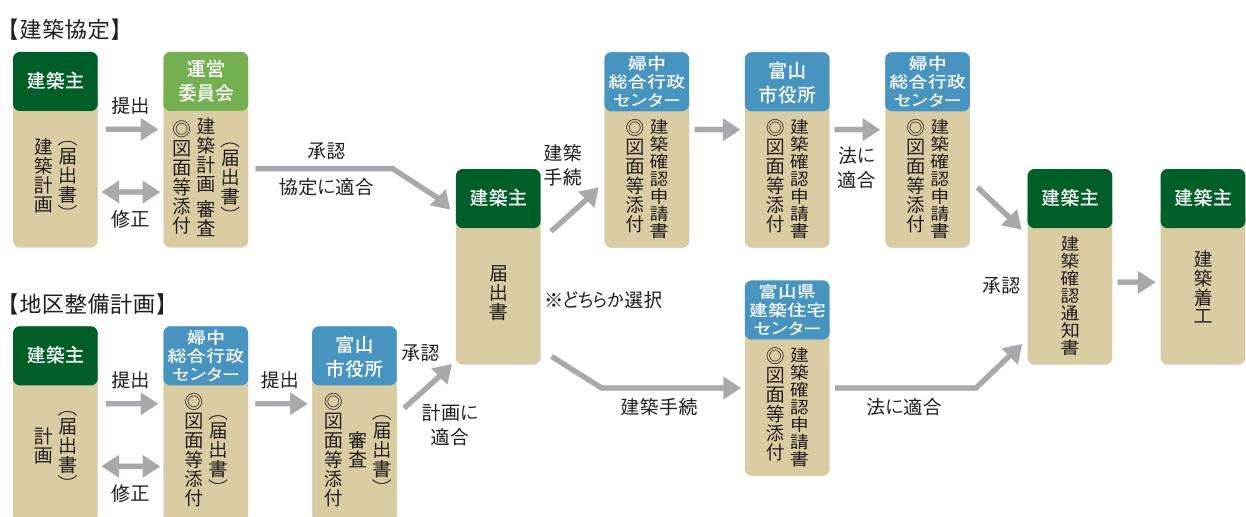
協定は響の杜土地所有者・居住者のみなさまがお互いに守っていくことを約束して頂き、協定の運営は土地所有者のみなさんが行っていくことになります。そのためには、協定参加者の代表によって建築協定・みどりの協定運営委員会(任意組織)を設け、協定の運営にあたっていくことになりますが、響の杜におおむね区画数の50%が居住されるまでは(株)グリーンステージが運営を行います。

## 運営委員会の 活動具体例

- (ア)建築計画(届出書)の受理・審査
- (イ)協定に適合しているかどうかの審査
- (イ)建築工事中及び建築完了後のチェック

- (ウ)協定違反者に対する措置
- (エ)協定の更新・変更手続き
- (オ)協定者への啓発活動

## 建築計画から着工までの流れ



## 団地施設利用 管理規約

この規約は建築協定・みどりの協定で規定していない響の杜の施設の利用と維持管理に関するることを定めることにより、施設を適正に利用し団地内の景観並びに環境の保全をはかり居住者の利益を増進することを目的としています。